

令和7年度メディアを活用した普及啓発・相談窓口周知事業委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度メディアを活用した普及啓発・相談窓口周知事業

2 目的

本県の自殺死亡率は平成15年をピークとして徐々に減少してきているものの、全国平均を上回る水準で推移している状況にあることから、県民の自殺リスクを抑制するため「ひとりで悩まず相談することの重要性」や「具体的な相談先」について、多くの県民に周知することを目的に、複数のメディアを活用した普及啓発活動を行うもの。

3 履行期限

令和8年3月31日（火）

4 委託業務の内容

（1）事業内容

- ①テレビCM
- ②ポスターのデザイン、製作、印刷及び配布
- ③Web広告
- ④鉄道車両中吊り広告の製作・設置（県内在来線）
- ⑤その他の広告媒体（媒体は自由提案）

（2）共通項目

- ①すべての年齢層の県民を対象に、悩みを抱える県民に「相談できる場所がある」こと、「相談できる」ことについて周知すること。
- ②相談先については、県が別途作成する相談窓口一覧（事業実施要項3事業内容（1））の情報及びその他に県が実施する相談支援事業について、周知を図ること。具体的には、Web広告のランディングページや県HPなどへの誘導、紙媒体の設置場所等について周知すること。

（3）テレビCM

- ①放送するCM 令和5年度に県が作成したCM動画（アニメーション、15秒スポット）
- ②放映期間・時間帯
 - ア 「令和7年9月」「令和8年3月」を含む計5ヶ月以上 青森県内民放3局
 - イ 放送本数の総合計は1ヶ月あたり60本以上とする。
 - ウ タイムランクを総合的に勘案して、放送効果が最大となるよう放送計画を作成すること。

（4）ポスターのデザイン、製作、印刷及び配布

- ・ポスターデザイン、製作、印刷し、公共機関等への配布掲示を行う。
- ・仕様：A1版・片面フルカラー。コート135kg 1000部作成

(5) Web 広告

①実施期間 令和7年7月下旬～令和8年3月末（通年実施）

②対象 青森県内のユーザーで、若者～壮年期（13～64歳）を対象とする。

③内容

投稿内容等から「悩み事を抱えている人」「自殺を考えている人」などを推定し、「相談できる場所がある」こと、「相談できる」ことが記載された広告を掲示する。

ア リスティング広告

（ア）Yahoo! JAPANまたはGoogle（もしくは両方）への掲載を原則とする。

（イ）検索キーワード等は、県と受注者で協議のうえ決定する。

イ SNS 広告

（ア）使用するSNSはLINEを含め、県と受託者で協議しながら効果的に普及啓発できるもの2種類以上使用する。

（イ）検索キーワード等は、県と受注者で協議のうえ決定する。

（ウ）必要に応じて県の関係事業の普及啓発に関することにも使用可能なこととする。

④その他

アカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする。

(6) 鉄道車両中吊広告の製作・設置（県内在来線）

①実施期間 令和7年8月～令和8年3月のうち、3ヶ月以上の期間

②内容

（4）のポスターをリサイズ等し、県内在来線の鉄道車両内に中吊広告として設置する。

③設置する鉄道車両の会社など

ア 青い森鉄道24枚

イ JR（奥羽本線）50枚

ウ JR（大湊線）20枚

④その他

各鉄道車両会社の都合などにより、鉄道車両中吊広告ができなかった場合には、駅構内へのポスター掲示で代用する。

(7) その他の広告媒体（媒体は自由提案）

①実施期間 令和7年8月～令和8年3月末

②対象 青森県民

③内容

（3）テレビCM、（4）ポスターのデザイン、製作、印刷及び配布、（5）Web 広告、（6）鉄道車両中吊広告の製作・設置（県内在来線）以外の、新たな広告媒体の提案を可能とする（任意）。

(8) その他

- ①県民の援助希求行動が促進されるよう、事業を一体的に実施すること。
- ②実施に必要な経費は、すべて委託料に含めること。

5 成果品

- (1) 本業務について取りまとめた報告書を、紙及び電子媒体で一部提出すること。Web 広告に関しては、広告出稿期間中の掲載実績、効果測定、分析状況等を取りまとめること。
- (2) そのほか、適宜、業務の実施状況を県に報告すること。

6 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て青森県に帰属するものとする。
また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても青森県に帰属するものとする。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、青森県及び青森県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、青森県並びに青森県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

7 その他留意事項等

- (1) 委託費は精算払いにより行う。
- (2) 本事業の実施に当たっては、事前に青森県と協議しながら進めること。